

令和7年度福井県相談支援従事者およびサービス管理責任者等専門コース別研修
(意思決定支援)実施要領

1 目的

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むため、自らが意思決定を行い、自らの意思が反映された生活を送ることが重要です。自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しては、日常生活や社会生活において、可能な限り本人が意思決定できるよう必要な支援を行うとともに、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の整備を進める必要があります。

本研修では、研修受講者がこれまでの意思決定支援の理解と実践を振り返る機会とし、意思決定支援の定義や意義、プロセスやガイドラインを理解し、質の高いサービス提供に資することを目的としています。

なお、本研修の修了は、相談支援専門員・サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者として従事するために必須のものではありません。

2 実施主体

福井県

3 対象者

コース名	受講対象者
講義視聴コース	障がい児者の相談支援および障がい福祉サービス提供に携わる者。
演習コース	下記、要件のいずれかに該当する者。 (1)相談支援専門員として、現に従事している者で、R8 年度はじめて現任研修を受講しようとする者。および現任研修をすでに受講している者。 (2)サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者更新研修を受講し、現にサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者として従事する者。

※ 県内事業者の人材育成事業のため、福井県外に所在する事業所等から受講の申込みについては一律お断りさせていただきます。

※ 演習コースの申込について、1法人1～2名の申込とさせていただきます。

4 研修日程および会場

区分	日程	会場
講義視聴	令和8年1月19日(月)～配信開始	オンデマンド
演習	令和8年1月19日(月)	鯖江市嚮陽会館 鯖江市桜町2-7-1

※ 上記のとおり実施する予定ですが、今後の情勢等により日程の変更や延期・中止となる可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

5 定員

講義視聴コース 定員なし

演習コース 約40名

5-1 優先順位

受講申込者が定員を超過した場合、次(①～②)の優先順位にて受講の可否を決定させていただきます。

相談支援専門員:

①R8年度にはじめて現任研修を受講予定の方

②現任研修をすでに受講している方

サービス管理責任者:

①意思決定支援責任者、地域移行等意向確認担当者および選任予定の者

6 研修内容について

研修は、**別紙1**「相談支援従事者およびサービス管理責任者等専門コース別研修(意思決定支援)標準カリキュラム」に基づき、講義および演習を実施します。

7 講師

講義:福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 助教 藤野 真凜 先生

演習:県内講師

8 受講者の推薦および申込み方法

(1)受講者の推薦

市町障害者福祉主管課長、障害福祉サービス事業実施法人の長等は、受講させたい者について(2)の方法で申し込んでください。

(2)電子申請について

福井県障がい福祉・精神保健相談所のホームページ内の研修案内ページより申し込んでください。

受講決定通知の確認には、申請時に登録したE-Mailアドレス、パスワード、および申請完了後に通知された受付番号が必要になりますので、お忘れのないよう御注意ください。

【研修案内ページ】<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/chikousou/ishikettei.html>

(3)申込期限 令和7年12月15日(月)12:00〆切

(4)申込みにあたっての注意事項

※ 受講を修了した者に授与する修了証書は、申込み時の氏名等をもとに作成するため、受講者の氏名・生年月日については、記入漏れや誤字・脱字のないよう注意してください。

※ 研修申込みにおいて記載された個人情報、本研修の修了証書の交付、研修修了者の名簿作成、研修でのグループ分けなどの研修に関連する業務においてのみ利用します。

9 受講者の決定および通知の交付

受講者の決定は、推薦された者の中から福井県が決定し、申込み締め切り後2～3週間をめぐりにE-Mailにて通知します。受講決定通知の確認には、受付完了のメールに記載された受付番号が必要となりますので、お忘れのないようご注意ください。なお、研修修了者については、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、個人情報として十分注意を払った上で県の責任において一元的に管理します。

10 修了証書

別紙1のとおり、既定の全カリキュラムを受講した者には、修了証書を授与します。講義視聴コースの受講者には修了証書は交付いたしませんのでご了承ください。

※ 各カリキュラムの時間数は、国の告示にて定められているため、欠席、遅刻、途中退室のほか、課題提出の不備等で受講が認められなかった場合は、修了証書を交付しませんので御留意ください。なお、研修開始後15分以上の遅刻は欠席とみなします。

11 その他

今後の情勢等により、日程の変更や延期・中止となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、洪水・大雨・暴風雨(雪)警報が発令される場合は延期を検討し、研修前日18時までに福井県総合福祉相談所のホームページ内に記載します。

最新の情報は福井県障がい福祉・精神保健相談所のホームページ
(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/>)を定期的に御確認ください。

12 お問い合わせ先

福井県障がい福祉・精神保健相談所 障がい者支援課(担当:宮本・三ツ井)

E-Mail:sgk-info@pref.fukui.lg.jp